

## 利益相反管理規程

### (目 的)

第1条 本規程は、本連盟が、事業を遂行する上で生じ得る本連盟と関係当事者との間の利益相反を適切に管理し、もって本連盟の社会的な信頼を確保し、また、本連盟の業務執行の適正かつ効率的な推進を図ることを目的とする。

### (定 義)

第2条 利益相反は、「狭義の利益相反」と「責務相反」とに分けられる。

- 1 「狭義の利益相反」とは、ある取引により一方の利益になると同時に、他方への不利益になる取引のうち、他人への利益を図るべき立場にありながら、自己の利益を図る取引を行うことをいう。
- 2 「責務相反」とは、兼業活動により複数の職務遂行責任が存在することにより、本来の職務における判断が損なわれる、または怠った状況であると第三者から懸念される状態をいう。

### (責 務)

第3条 本連盟の全ての関係者は、利益相反を未然に防止するよう最大限の配慮及び客観的に必要とされる合理的な努力をしなければならない。また、万一利益相反が生じた場合にはその影響力を最小限にとどめるために、本連盟から要請される事項について最大限協力しなければならない。

- 2 本連盟の全ての関係者は、前項以外の場合でも、本連盟から利益相反管理に関し、必要な協力を求められたときは、最大限協力をしなければならない。
- 3 本連盟の全ての関係者は、本連盟が社会からの信頼を損なわないよう十分に配慮し活動を行わなければならない。

### (狭義の利益相反)

第4条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示して、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 理事が、自己または第三者のために本連盟と取引をするとき（直接取引）
  - (2) 理事が、自己または第三者のために役員以外の者との間において、本連盟と役員の利益が相反する取引をするとき（間接取引）
- 2 前項の場合、直接取引または間接取引の承認を求める理事は、議決権を有しない。
  - 3 第1項の場合、理事会は、直接取引または間接取引の承認を求める理事に対し、取引の公正性を示す証憑の提出や説明を求めることができる。
  - 4 第1項の決議に至った理由及び結果は議事録に記載し、直接取引または間接取引の承認を求める理事に直ちに報告する。

(役員、事務局員、委員会委員の自己申告)

第5条 役員は、(1)ないし(3)の事項を、毎年理事会へ報告しなければならない。また、役員以外の者のうち、事務局員については事務局長が、各委員会委員について各委員会委員長が、各人に関する(1)ないし(3)の事項を、毎年総務委員会へ報告しなければならない。

- (1) 本連盟以外の法人の役員を兼業する場合には、その法人名と役職名
- (2) 個人チームの監督、コーチ、その他競技力に関する地位にある場合には、そのチーム名と担当役職名
- (3) 次に掲げる者が、本連盟に施設・設備・物品の供与やサービスを提供する場合には、その内容
  - ① 本人
  - ② 本人の配偶者または一親等以内の者
  - ③ 本人が役員を務める会社
  - ④ 本人が単独または②に掲げる者と共同で株式又は持分の20%以上を保有する会社

(指導・勧告)

第6条 第5条の報告を受けた理事会または総務委員会は、本連盟に不利益が生じ得るおそれがある、または対象者が不当な利益を得るおそれがあると判断した場合には、関係者への聴取を実施し、証憑の提出を求め、改善を求め指導・勧告をすることができる。

- 2 理事会または総務委員会が、第3条及び第4条に違反するおそれがあると判断した場合も、前項と同様とする。

(補足事項)

第7条 本連盟は、本規程を本連盟の全ての関係者に周知する。

- 2 本連盟は、本連盟役員、事務局員、委員会委員向けに、利益相反の問題意識を高めるための研修等を実施する。
- 3 本連盟は、国内外の経済や社会の情勢の変化、利益相反問題の事例や状況等に応じて、本規程及び利益相反管理体制の見直しを適宜実施していく。

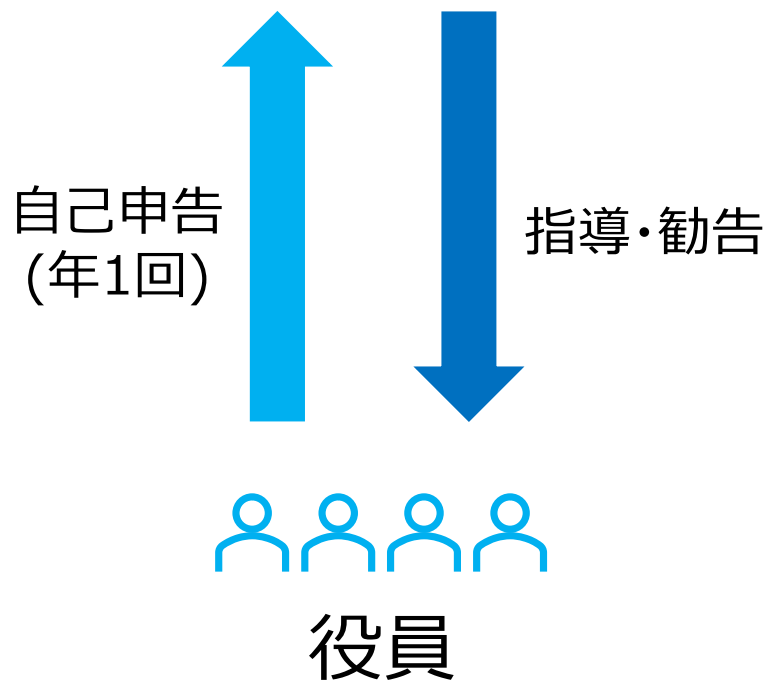
(改 廃)

第8条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附則 1 本規程は、令和5年10月14日から施行する。

- 2 本規程の施行と同時に、令和4年2月26日施行の利益相反ポリシーは、これを廃止する。

理事会



※ 狭義の利益相反(直接取引・間接取引)  
については理事会の承認が必要

総務委員会

